

医療の給付について

医療の給付とは、国の負担で医療を受けることができる制度です。
全額国費で負担する「認定疾病」に対する医療と、医療費の自己負担部分を国費で負担する「一般疾病」に対する医療があります。

次の場合などは給付の対象になりません。

- ①健康保険の適用外の治療や費用（薬の容器代、入院時の差額ベッド代や180日を超える入院に係る選定療養費等）
- ②疾病の原因が当人の故意又は重大な過失がある場合
- ③軽い虫歯（Ce、C1、C2）

（1）都道府県知事が指定した医療機関等にかかる場合

医療機関等の窓口で、被爆者健康手帳、健康保険証（又は後期高齢者医療被保険者証）をご提示ください。無料で受診できます。

（2）都道府県知事が指定した医療機関以外で医療を受けた場合

医療機関の窓口で自己負担分の支払いが必要ですが、後に支払った費用を請求すれば、払い戻しを受けることができます。

最寄りの保健所（健康福祉センター）へ申請してください。

※被爆者健康手帳を提示しなかった場合も同様です。

提出書類等 申請書、領収書、診療の明細書、医療費内訳書（歯科のみ）
振込先金融機関の口座番号・名義人が確認できるもの

（3）その他の給付対象について

次のようなことも給付の対象となります。

①柔道整復

提出書類等 申請書、保険者の支給決定通知書、領収書、施術証明書

②治療上使用する関節用装具、コルセット等の治療用装具の購入にかかった費用

提出書類等 申請書、保険者の支給決定通知書、治療用装具明細書（請求書等）、医師の診断書及び装具装着証明書、領収書、
振込先金融機関の口座番号・名義人が確認できるもの

③あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう

提出書類等 申請書、保険者の支給決定通知書、医師の同意書、領収書、
施術証明書

④入院又は転院治療が必要になったときの移送の費用

提出書類等 申請書、移送を必要とする旨の医師の証明書、領収書

※移送方法、領収内訳等を添付してください。

②～④については、医師が必要と認め、かつ、②・③については健康保険が適用された場合に、④については生活保護受給者等、保険者がいない場合に限り。

最寄りの保健所（健康福祉センター）へ申請してください。